

開発行為に対する消防水利設置要綱

南越消防組合

制定 平成10年 4月1日
改訂 平成14年12月1日(ア)
改訂 平成15年 9月1日(イ)
改訂 平成17年 4月1日(ウ)

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条に基づく開発行為の同意及び協議に関し、当該開発区域内の消防の用に供する水利施設が十分でない場合に設置する水利施設について必要な事項を定め、その施設の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法(以下「法」という。)第4条第12項に規定する。主として住宅・工場・店舗等の建築物の建築又はアスファルトプラント・レジャ-施設等の特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 消防水利 消防法(昭和23年法律第186号)第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。
- (3) 開発区域 開発行為を行う土地の区画をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、南越消防組合の管内で行われる開発行為について適用する。

- 2 この要綱は、開発区域の規模が2,000平方メートルを超えるものについて適用する。
- 3 一の開発区域が前項に定める規模未満であっても、同一事業者が時期を分けて実施する場合、又は隣接して行われる二つ以上の開発行為については、その開発面積の規模が合算して2,000平方メートルを超えるときは前項に該当する開発行為とみなす。
- 4 前項で開発行為を行おうとする者(以下「開発者」という。)が異なる場合は、隣接して既に開発された面積の2分の1以上開発行為により2,000平方メートルに達した時、その開発部分にこの要綱を適用する。

(消防長の同意)

第4条 開発者は、開発行為に関し、法令に基づく許可又は認可を必要とする者にあつては、その申請を行う前に、その他のものにあつては、計画を策定し事業に着手する前に、消防長に開発行為の施行同意書を提出し、その同意を得なければならない。

(事前協議)

第5条 開発者は、消防水利を設置しようとするときは、あらかじめ消防長と協議しな

なければならない。

- 2 前項の協議は、位置図・土地利用計画図・水道管敷設図・消防水利施設平面図・公園計画図・その他必要と判断される設計図書の提出により次の事項について行うものとする。(イ)

- (1) 開発区域内に必要とする消防水利について
- (2) 設置する消防水利施設の位置構造について
- (3) 消防水利標識の設置及び位置構造について
- (4) 消防水利施設の検査及び維持管理について

(消防水利設置基準)

第6条 消防水利の設置基準は次のとおりとする。

- (1) 消火栓

ア．消火栓は、開発区域内の一の消防水利に至る直線距離が100メートル以下で、かつ歩行距離が140メートル以下となるよう配置すること。但し、用途地域の指定の定めのない地域にあっては、その直線距離を120メートル以下で、かつ歩行距離170メートル以下とすることができる。(ア)(イ)

イ．消火栓は原則として地上式、不凍型とする。

ウ．消火栓の吐出口径は、呼称65ミリメートルの町野式オス金具とする。(ウ)

エ．消火栓に至る配管は、150ミリメートル以上の管で配管すること。但し、管網となる場合は、75ミリメートル以上の管とすることができる。尚、一辺が180メートルを超えて配管する場合は、150ミリメートル以上の管を使用すること。(イ)(ウ)

- (2) 防火水槽

ア．開発者は、開発面積が30,000平方メートルを超えるときは、消火栓とは別に防火水槽を設置することとし、30,000平方メートルを増すごとに一基を加えた個数を設置する。

イ．防火水槽の貯水量は、40立方メートル以上とする。

ウ．防火水槽の構造等は、「消防水利の基準を定める告示」(昭和39年消防庁告示第7号)及び「消防防災施設整備費補助金交付要綱」を適合したものとす。

(イ)(ウ)

- 2 前項の消防水利を設置するにあたり、地形その他の状況等から判断して、将来にわたり建物を設けないことが明確な場合や、小規模な建物等で火災の拡大危険が少ない場合などにおいて、消防長が認める場合はこの基準を適用しない。(イ)

- 3 第1項の規定により2種類以上の水利を設置する場合は、それぞれの水利の機能を考慮し、最も適切かつ効果的な配置を行うよう計画すること。

- 4 消防水利は、第1項により設置しなければならない。但し、当該開発区域の周辺に消防水利の基準に適合する消防水利が設置されているときは、この限りでない。

(消防水利の標識)

第7条 開発者は、消防水利を設置したときは、その施設の所在を明示する標識を設置しなければならない。

- 2 前項の標識は、消防長が適当と認める場所に設置するものとする。

3 水利標識は、消防庁通達（昭和45年消防第442号）に基づき南越消防組合の定めるものとする。

（消防水利関係書類）

第8条 開発者は、消防水利を設置しようとするとき、又は設置が完了したときは、次の関係書類を消防長に提出しなければならない。

（1）消防水利設置届出書

（2）消火栓にあっては、配管口径を記載した配置図

（3）防火水槽にあっては、貯水量等を記載した配置図、及び構造図等

（4）消防水利設置工事完了届出書

（消防水利の検査）

第9条 開発者は、消防水利設置の工事が完了したときは、消防長に届け出て検査を受けなければならない。

2 消防長は、前項の届け出があったときは、当該消防水利の位置、構造等について届け出た日から4日以内に検査を行うものとする。

3 開発者は、前項に規定する検査終了後、防火水槽に水を満たし以降7日間漏水の有無を調査し、その結果を延滞無く消防長に報告しなければならない。（イ）

（消防水利の維持管理）

第10条 開発行為により設置された消防水利（水道管理者が管理する者を除く。）は、原則として開発行為者において維持管理するものとする。但し、協議により物品譲渡申請書を南越消防組合に提出し、無償で施設の譲渡を行うことができる。

2 協議に基づき、南越消防組合に譲渡することとなる消防水利は、譲渡手続きが完了するまでの間は、開発者の責任において管理するものとする。

3 協議に基づき、南越消防組合に譲渡した消防水利は、開発者の責に帰する原因により使用が出来なくなった場合は、原則として2年間はその者の責任において補修するものとする。（イ）

（消防水利の設置費用）

第11条 開発者は、消防水利を設置するときは自己の負担で施工しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。